

(お知らせ)

令和3年4月22日
防 衛 省

日米合同委員会合意について

本日、日米合同委員会において、FAC1076旭川近文台演習場の一部土地の返還及び代替土地の提供についてほか6件について合意しましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

日米合同委員会合意事案概要

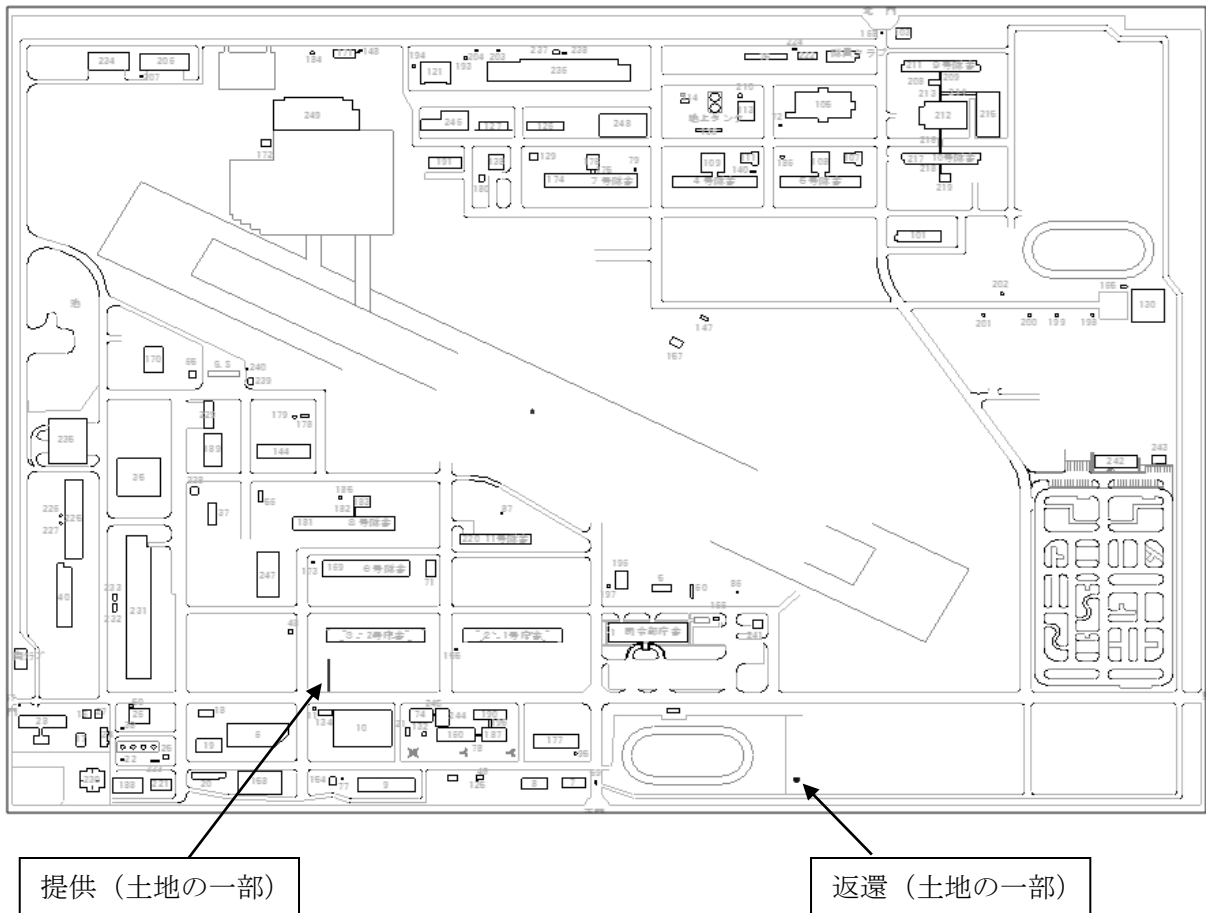
件名	FAC1076 旭川近文台演習場の一部土地の返還及び代替土地の提供について
承認年月日	令和3年4月22日
施設・区域名称	FAC1076 旭川近文台演習場
合意対象所在地	北海道旭川市
合意対象面積等	土地： 約30㎡
	水域等： -
	建物： -
	工作物： -
	附帯施設： -

【事案内容】

本件は、日米地位協定第2条第4項（b）の適用のある施設及び区域として提供している標記施設の一部土地について、民間基地局の設置に伴い、当該一部土地を返還するとともに、その代替の土地を提供することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

土地： 土地の一部 約30㎡（返還）
 土地の一部 約30㎡（提供）



日米合同委員会合意事案概要

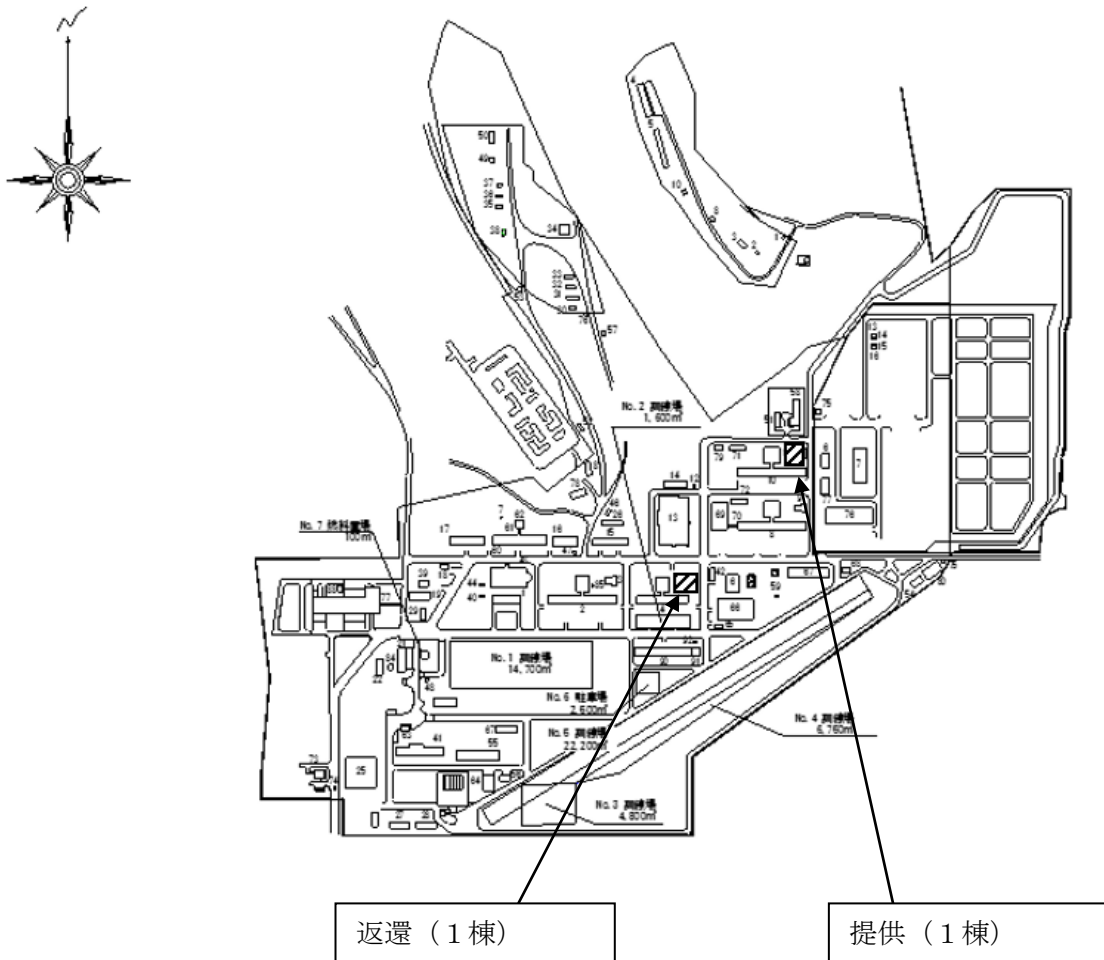
件名	FAC1078名寄演習場の建物の返還及び代替施設の提供について
承認年月日	令和3年4月22日
施設・区域名称	FAC1078名寄演習場
合意対象所在地	北海道名寄市
合意対象面積等	土地：－
	水域等：－
	建物：約420㎡
	工作物：－
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、日米地位協定第2条第4項（b）の適用のある施設及び区域として提供している標記施設の建物1棟について、陸上自衛隊の施設整備計画に伴い、当該建物を返還するとともに、その代替の施設を提供することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

建物： 1棟 約420㎡（返還）
 1棟 約420㎡（提供）



日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 5 1 2 3 大矢野原・霧島演習場及び F A C 5 1 2 7 鹿屋飛行場の追加財産並びに相浦駐屯地の一部財産の限定使用について
承認年月日	令和3年4月22日
施設・区域名称	F A C 5 1 2 3 大矢野原・霧島演習場 F A C 5 1 2 7 鹿屋飛行場 F A C 5 1 3 1 相浦駐屯地
合意対象所在地	宮崎県えびの市、鹿児島県鹿屋市、長崎県佐世保市
合意対象面積等	土地：大矢野原・霧島演習場 約 60,000 m ² 鹿屋飛行場 約 20,000 m ² 相浦駐屯地 約 217,000 m ²
	水域等： —
	建物：大矢野原・霧島演習場 5棟 約 4,100 m ² 鹿屋飛行場 6棟 約 12,000 m ² 相浦駐屯地 3棟 約 2,100 m ²
	工作物：大矢野原・霧島演習場 定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。） 鹿屋飛行場 エプロン、定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。） 相浦駐屯地 定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
	附帯施設： —

【事案内容】

本件は、米海兵隊が共同訓練（ジャンヌ・ダルク）を実施するため、陸上自衛隊えびの霧島中演習場、海上自衛隊鹿屋飛行場、陸上自衛隊相浦駐屯地の土地を使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

1. 陸上自衛隊えびの霧島中演習場

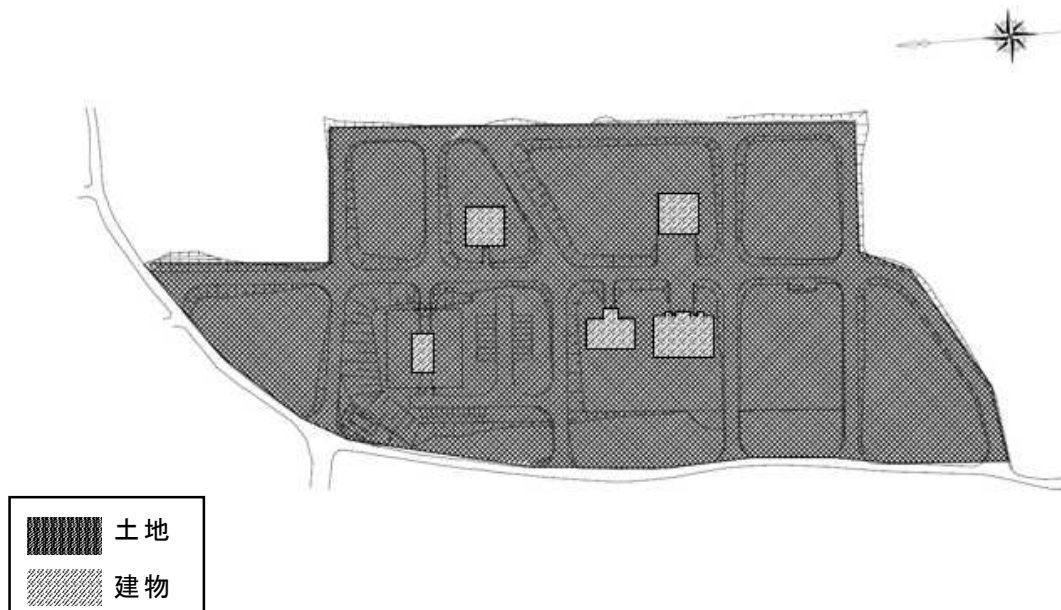
土地：約 60,000 m²

建物：5棟 約 4,100 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

※使用期間：（1）令和3年5月10日～18日

（2）必要に応じて、仮設建物の建設及び取壊しのための期間



※次頁に続く

2. 海上自衛隊鹿屋飛行場

土地：約 20,000 m²

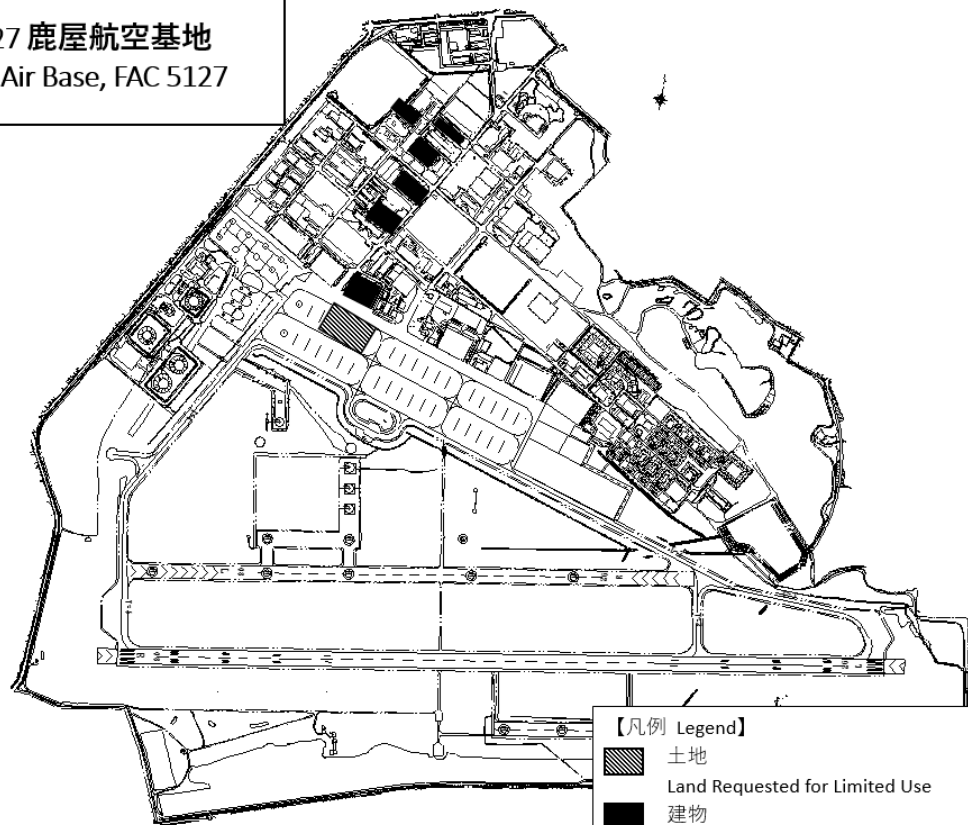
建物：6棟 約 12,000 m²

工作物：エプロン、定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

※使用期間：（1）令和3年5月10日～18日

（2）必要に応じて、仮設建物の建設及び取壊しのための期間

FAC 5127 鹿屋航空基地
Kanoya Air Base, FAC 5127



※次頁に続く

3. 陸上自衛隊相浦駐屯地

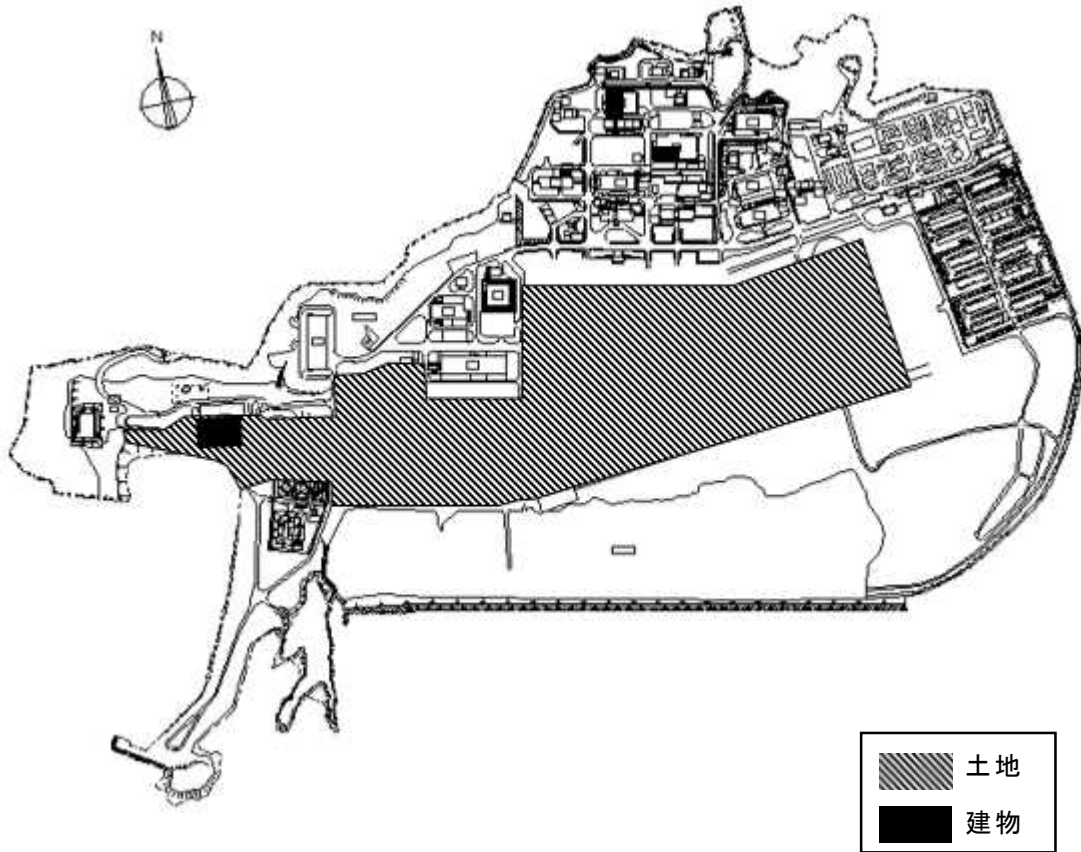
土地：約 217,000 m²

建物：3棟 約 2,100 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

※使用期間：（1）令和3年5月10日～18日

（2）必要に応じて、仮設建物の建設及び取壊しのための期間



日米合同委員会合意事案概要

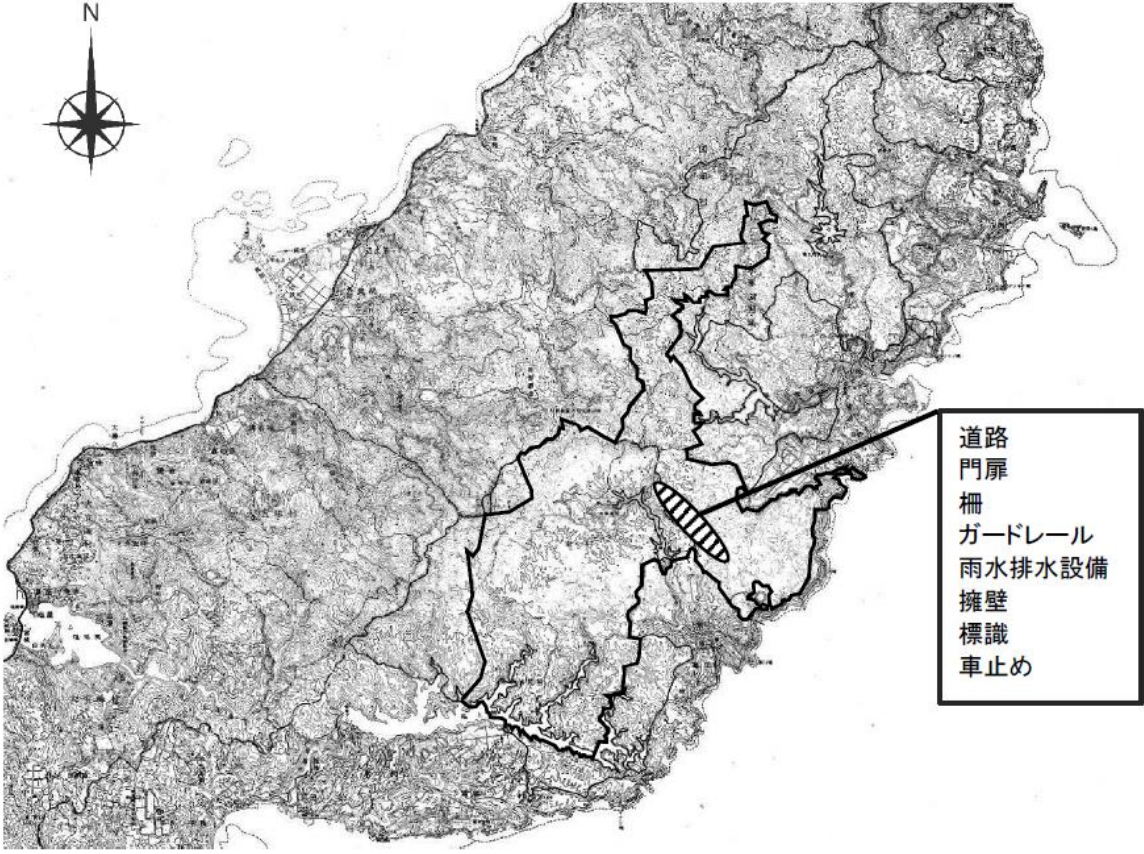
件名	FAC6001北部訓練場に設置した施設の提供について
承認年月日	令和3年4月22日
施設・区域名称	FAC6001北部訓練場
合意対象所在地	沖縄県国頭郡国頭村、東村
合意対象面積等	土地：－
	水域等：－
	建物：－
	工作物：道路等
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、平成8年のSACO最終報告に盛り込まれ、平成28年に実施された北部訓練場の過半の返還に係る移設工事に関して、標記施設・区域内における道路改修等工事を実施し、整備された下記施設を合衆国政府に提供することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

工作物：道路、門扉、柵、ガードレール、雨水排水設備、擁壁、標識、車止め



- 道路
- 門扉
- 柵
- ガードレール
- 雨水排水設備
- 擁壁
- 標識
- 車止め

日米合同委員会合意事案概要

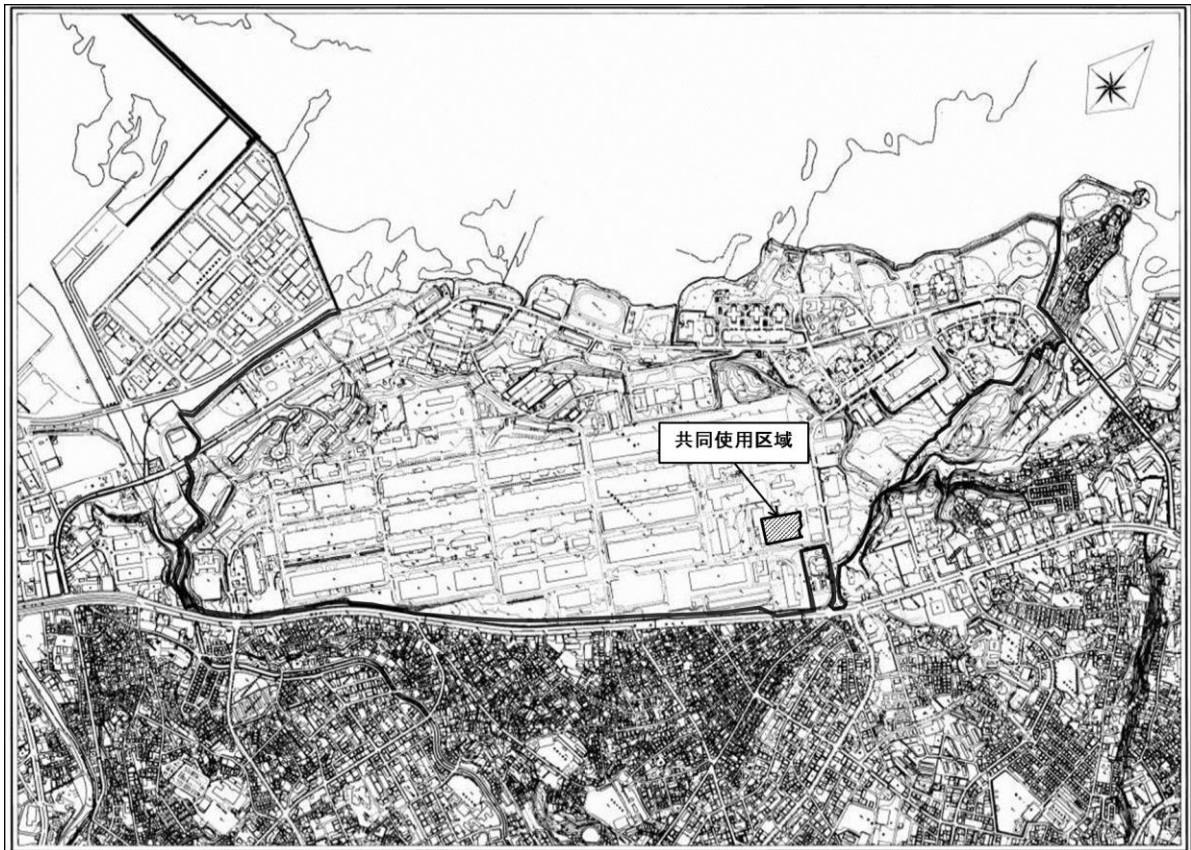
件名	F A C 6 0 5 6 牧港補給地区の一部土地の共同使用について
承認年月日	令和3年4月22日
施設・区域名称	F A C 6 0 5 6 牧港補給地区
合意対象所在地	沖縄県浦添市
合意対象面積等	土地： 約 2 6 , 0 0 0 m ²
	水域等： —
	建物： —
	工作物：
	附帯施設：

【事案内容】

国道58号の交通渋滞の緩和のための道路拡幅を早期に実現するため、拡幅予定地上に所在しているランドリー施設を牧港補給地区内に仮移設することとした。これに伴い、沖縄防衛局が当該ランドリー施設を維持管理する必要があり、本件は、そのために牧港補給地区の一部土地を共同使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

土地：約 2 6 , 0 0 0 m²



日米合同委員会合意事案概要

件名	硫黄島掃海訓練海面の限定使用について
承認年月日	令和3年4月22日
施設・区域名称	—
合意対象所在地	東京都小笠原村硫黄島沖
合意対象面積等	土地： —
	水域等：約13km ² （空域を含む。）
	建物： —
	工作物： —
	附帯施設： —

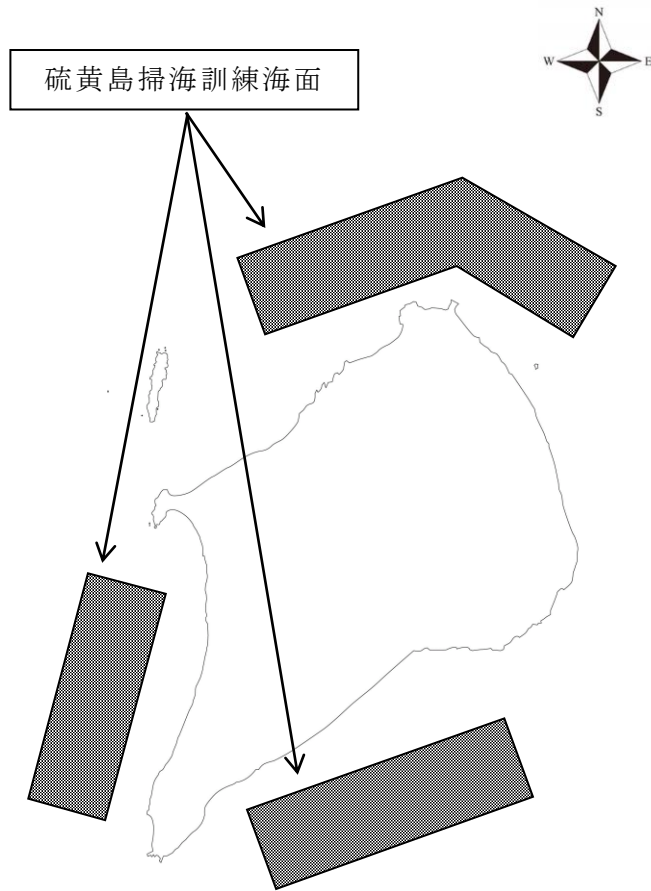
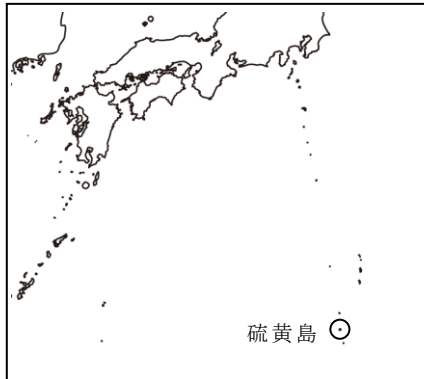
【事案内容】

本件は、海上自衛隊が設定する「硫黄島掃海訓練海面」において、日米共同訓練を実施するため、同海面を日米地位協定第2条第4項（b）に基づき、以下の期間中共同で使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

※使用期間：令和3年6月19日から同月28日までの間

記

水域：約13km²（空域を含む。）



日米合同委員会合意事案概要

件名	在日合衆国軍施設の整備について
承認年月日	令和3年4月22日
施設・区域名称	—
合意対象所在地	—
合意対象面積等	土地： —
	建物： —
	工作物： —
	附帯施設： —
【事案内容】	
<p>本件は、日米地位協定第24条に基づき日本国政府が実施している在日合衆国軍施設の整備に関して、令和3年度から実施する項目について、日米合同委員会の承認を得たものである。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1 三沢飛行場における管理棟（司令部）の改築並びに航空機掩体及び誘導路の設計及び調査 2 横田飛行場における駐機場の設計 3 キャンプ座間におけるユーティリティ（給汽）及び貯油施設の設計 4 厚木海軍飛行場における工場（車両）の敷地造成及びユーティリティ（給水）の設計 5 相模総合補給廠におけるユーティリティ（給電）の設計 6 浦郷倉庫地区における工場（車両）の敷地造成 7 富士営舎地区における消防署の設計 8 秋月弾薬庫における管理棟（基地管理）の調査 9 岩国飛行場における保安施設の設置 10 赤崎貯油所における消防署の調査 11 嘉手納飛行場における保安施設の設置及び倉庫の設計 	